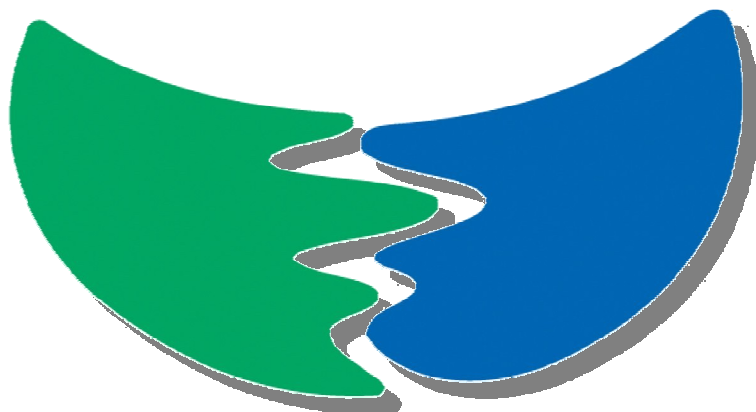


下水道で豊かな自然と快適な生活環境を

磯分内処理区

水洗化のしおり



SHIBETCHA

標茶町

こんなにあります。下水道のはたらき！

◆ 暮らしの周辺が清潔になります。



- 下水道が利用できるようになりますと、今までとちがって暮らしがより以上に快適になり、地域の生活環境も向上してきます。

- 家庭からの汚水は直接下水管に流すので側溝からのいやな臭いやつまりもなく、カやハエの発生を防ぎ清潔な環境に生まれ変わります。



◆ トイレの水洗化ができます。

- ハエ追放にひと役、悪臭や汲み取りからもサヨナラ。

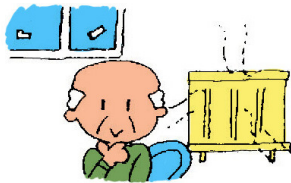


- 悪臭がないのでトイレをヒーターで暖めることもOK、便槽に落ちる心配がないので、幼児にも安全。

- お手入れらくらくいつも清潔。
- トイレの掃除が簡単になり、いつも清潔です。



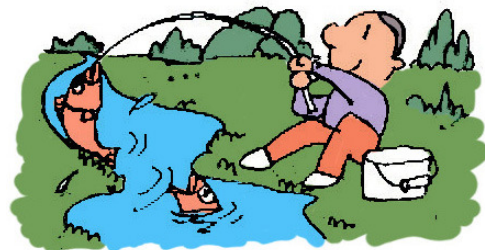
- 便槽がなくなるので、ハエの発生を防ぎ特有の悪臭もなくなり、汲み取りの心配もありません。



- 冬でもあたたかく子供に安心。



- 汚水は処理場できれいな水に変えてから川に放流するので川が汚されず、サケマス資源の保護にも役立ちます。

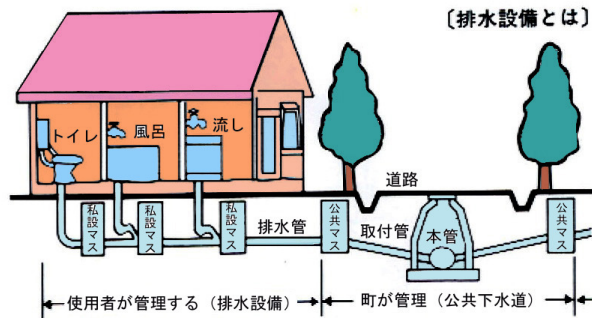


◆ 汚水のたれ流しがなくなり川や湖をきれいにし、釧路湿原を守ります。

水洗化でさわやかな朝の一步を！

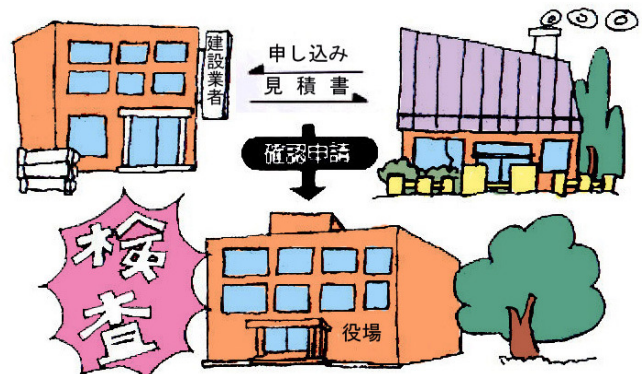
◆ 下水道が整備されたら……水洗トイレへの改造は速やかに。

下水管が道路に埋設され「処理区域」として告示されますとその区域のみなさんは、宅地内の汚水（台所、風呂、便所等から出るすべての汚水）は排水設備を設けて「公共汚水ます」に接続できることとなり、速やかに排水設備及び水洗化工事をしなければならぬこととなっております。



工事はかんたん、その手順は

- 水洗トイレ、排水設備の工事は適正な工事施工を確保するため、町の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ、施工することができません。
- 指定店は設計・見積をし、責任施工いたします。
- 工事の申し込みは、排水設備指定工事店へ直接申し込んで下さい。町への諸手続きは指定店が代行いたします。



申込は指定工事店へ



◆ 工事は短期間で終わります。

工事は、5日以内に完了するよう施工します。実際に、トイレや台所の流しが使用できないのは1日ほどです。移動式トイレは、指定店が用意しますので、指定店とよく打合せてください。

◆ 工事費は……

既設便所を水洗便所に改造し、排水設備（台所の流し、風呂を公共マスに接続）を設けた場合の標準的な工事費は、約70万円かかります。

しかし、これは一つのめやすであって、家の状況・便器の選び方によって異なります。

水洗化等改造補助金の制度

◆ 下水道施設へ地下水が常時流れないように……

下水道への接続後に、住宅内で地下水を流し続けているとキレイな水がそのまま処理場へ流れ、正しい下水の処理ができなくなってしまいます。そこで、水洗化等の工事を行うのと同時に、必ず下水道へ常時地下水が流れないようにする必要があります。

◆ 水洗化等改造工事の一部補助

そこで町では、常時地下水が流れないようにするために必要な改造工事に係わる工事費の補助を行う、補助金制度を設けていますので、ぜひともご利用ください。

◆ 補助対象、条件など

対象工事

- 既設井戸の切り下げ及び切り下げに伴う凍結対策工事
- 既設井戸からの住宅に引き込み給水管の切り下げ及び凍結対策工事
- 不凍栓の設置及び屋内給水管の凍結対策工事
- バイパス管の設置工事

補助金額

- 給水設備の凍結対策工事に係わる工事費

補助対象者

- 処理区域内の建物所有者又は所有者の同意を受けた建物の使用者が行う給水設備凍結対策の工事
- 町税、下水道受益者分担金を滞納していないこと

補助金交付時期

- 改造工事完成検査の合格後に交付



下水道汚水マンホール蓋



下水道公共汚水樹蓋

水洗便所改造等資金融資あっせん制度

町では、1日も早くみなさんに排水設備の設置とトイレの水洗化をしていただくために、融資あっせん制度を設けておりますので、ご利用ください。ただし、この制度をご利用できる方は、一般住宅(新築住宅、団体、法人を除く)にお住まいの方が対象となります。

◆ あっせんの条件、返済の方法など

あっせん対象

排水設備工事(台所、風呂など)+水洗トイレの改造工事。排水設備工事のみの場合は対象外となります。



あっせんの限度

一戸につき、2基まであっせんします。

- 1基の場合45万円以内
- 2基の場合90万円以内

1基とは、大便1個と小便器1個、または大小兼用便器1個をいい、排水設備を含みます。

一般住宅は、1戸につき2基までが限度ですが、アパート等は全て融資あっせんをいたします。

償還方法

60ヶ月(5年)以内の元金均等による月賦償還。

支払利息

無利子(利息は町が負担します)。ただし処理区域の告示後3年を経過してから融資のあっせんを受ける場合、有利子となります。

取扱金融機関

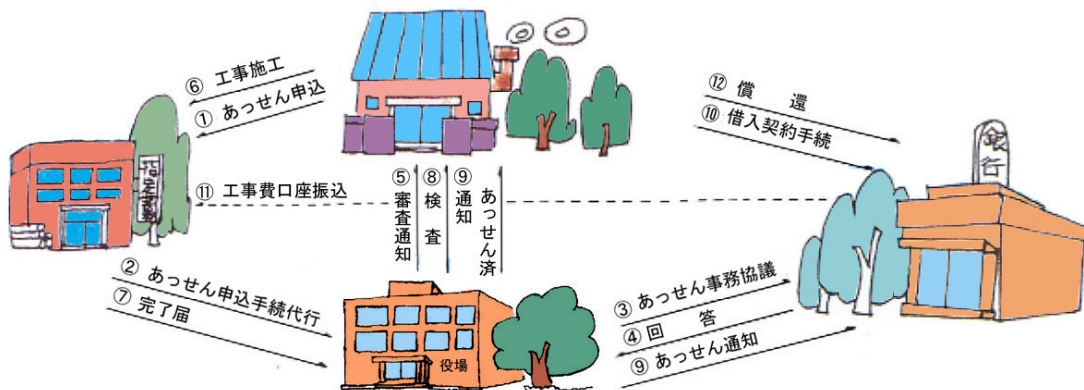
北洋銀行標茶支店 ・ 大地みらい信用金庫標茶支店

あっせん条件

- 償還の見込みが確実であること。
- 確実な連帯保証人(2人)が必要。
- 町税を完納していること。または完納計画があること。

その他

融資資金は、取扱金融機関から指定工事店へ直接支払われます。



下水道使用料金

工事が終わって下水道が使えるようになると、下水道使用料金が発生します。磯分内市街地区は大部分の住宅で地下水を使用しており、上水道のようにメーターによる計量ができないため、地下水認定量（表2）により下水道の使用量を算定し下水道使用料（表1）を納めていただきます。（上水道等を使用している場合はメーター検針量により算定）

表1 下水道使用料

種 別	基本料金（1ヶ月）		超過料金 （1 m ³ 増につき）
	基本水量	基本料金	
一般の汚水	10 m ³ まで	1,470 円	157.5 円

- 下水道使用料金は、処理場、管渠の維持管理費にあてられます。
（上記金額の合計額の10円未満は切り捨てます。）



表2 汚水排除量 認定量

用 途	接続設備	1人当たり水量
家事用	家事（台所等）	2.9 m³
	風呂	1.7 m³
	便所	0.8 m³

- 1人当たりの水量を算出し、世帯の使用人数で乗じた数値の小数点の端数を切り捨てた数値が認定量となります。※家事用以外の場合は別基準による

◆ 計算例

- 家族2名で台所・風呂・便所を接続した場合

$$\text{台所}(2.9\text{m}^3) + \text{風呂}(1.7\text{m}^3) + \text{便所}(0.8\text{m}^3) = 5.4\text{m}^3 \times 2\text{名} = 10.8\text{m}^3$$

端数を切り捨て汚水認定量は10m³

表1により下水道使用料は **1,470 円**

- 家族4名で台所・風呂・便所を接続した場合

$$\text{台所}(2.9\text{m}^3) + \text{風呂}(1.7\text{m}^3) + \text{便所}(0.8\text{m}^3) = 5.4\text{m}^3 \times 4\text{名} = 21.6\text{m}^3$$

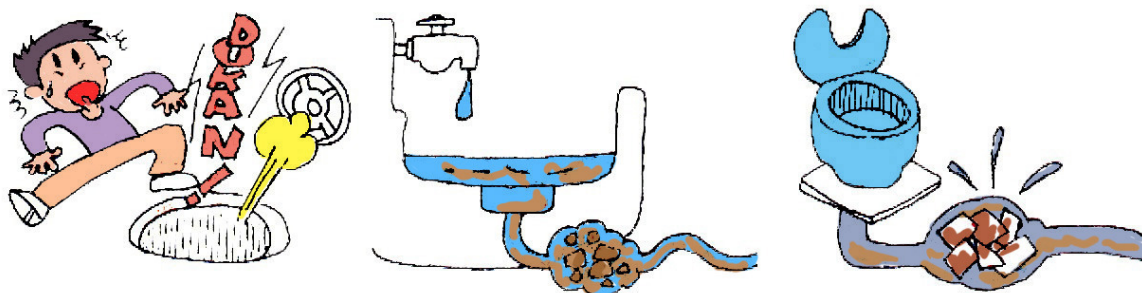
端数を切り捨て汚水認定量は21m³

表1により下水道使用料は **3,200 円** (1,470 円 + 157.5 円 × 11 m³)

- ◆ **納入の方法は**
納入通知書、又は口座引落としの方法により納めていただきます。
- ◆ **使用人数が変わった場合は**
料金に変更になる可能性がありますので、必ず届け出をお願いします。

下水道は正しく使いましょう！

- ◆ 地下水は使い終わったら必ず蛇口を閉めましょう。
- ◆ 水洗トイレにはトイレットペーパー以外のもの(紙おむつ、タバコ、ガム等の水に溶けないものは、詰まりの原因になります)は流さないようにしましょう。
- ◆ 下水道に有害物(ガソリンやアルコール類等の揮発性の高いもの等)を流さないようにしましょう。
- ◆ 天ぷら油やサラダ油の廃油を流さないようにしましょう。
- ◆ 台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。



公共下水道事業受益者分担金の制度

◆ 受益者分担金とは……

下水道が整備されますと、汚水のすみやかな排除処理などにより多くの利益を受けられるようになります。

例えば、汚水が地表に漂うことなく地下に埋設された管により排除処理されるため土地の清潔を保ち、カやハエの発生を防ぎ、便所の水洗化によって快適で衛生的な生活ができるようになり、生活環境が改善されます。

この利益を受けられるのは、下水道が整備された区域に住んでおられる方のみであります。従って、これらの恩恵を受ける皆さんに受益の範囲内において、下水道の建設事業費の一部を負担していただくことがこの「受益者分担金制度」です。



◆ 受益者分担金を納めていただく方は……

排水区域内に存する住宅、事務所、事業所等を所有する方が受益者となります。

◆ 受益者分担金を納めていただく時期は……

下水道が整備され、トイレの水洗化ができるようになっている区域を「賦課対象区域」として告示し、皆さんにお知らせしてからとなります。

◆ 受益者の負担する分担金の額

1戸当り 100,000円

- 分担金は1回限りです。



◆ 受益者の届け出は……

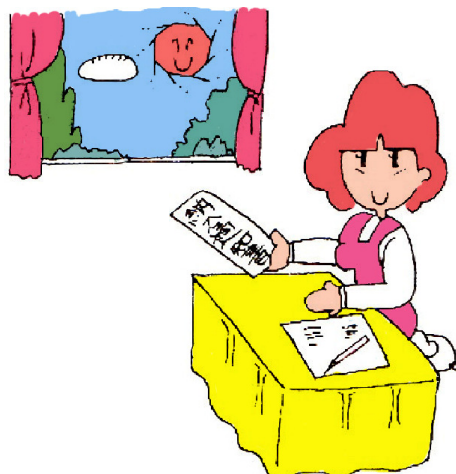
賦課対象区域内の建物所有者の方に「受益者届書」をお送りしますので、必要事項を記入の上、届出下さい。この届出書をもとに分担金が賦課されます。

◆ 分担金の納入方法

分担金は5年に分割し、さらに1年を4回に分けて納めていただきます。

100,000円÷5年=20,000円／年額
20,000円÷4回=5,000円／期

納入通知書は、毎年7月上旬にお送りしますので、住民センターか指定の金融機関で納めてください(口座引落しもできます。)



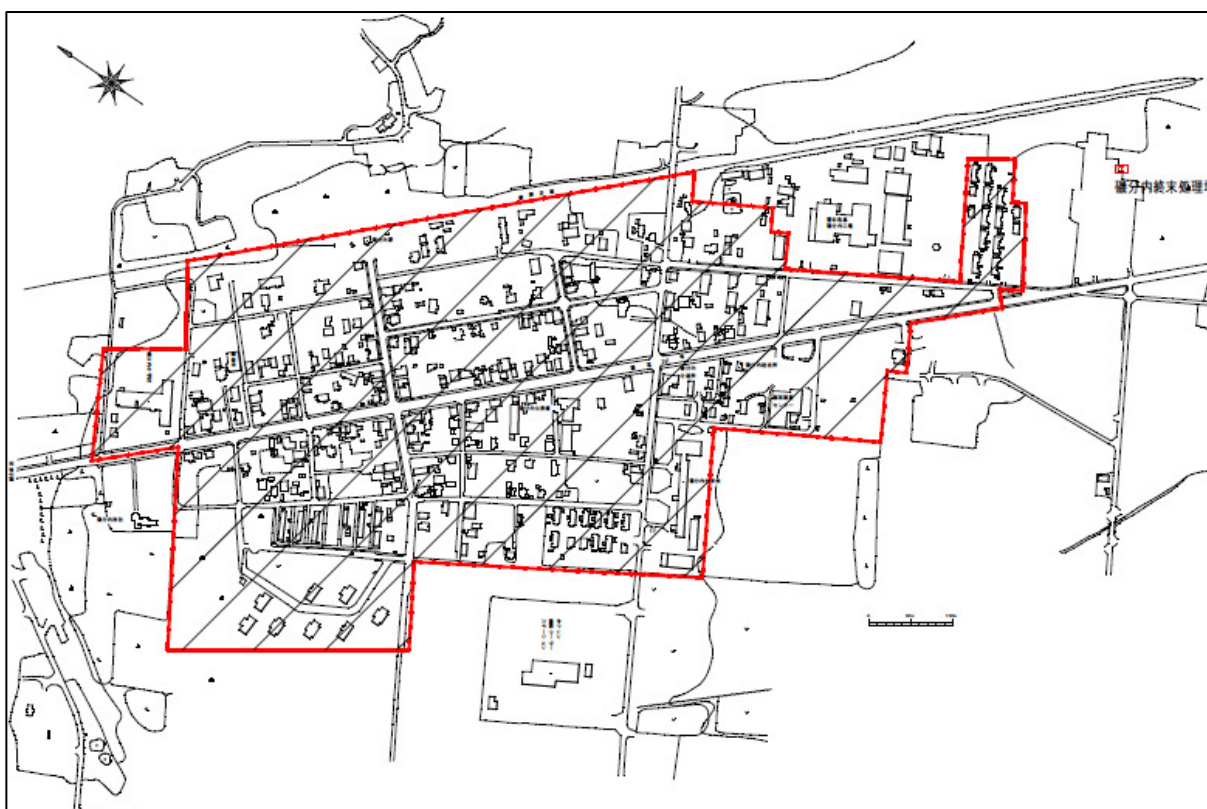
◆ **納期**

- 第1期 7月10日から 7月25日まで
- 第2期 9月10日から 9月25日まで
- 第3期 12月10日から 12月25日まで
- 第4期 3月10日から 3月25日まで(翌年)

◆ **分担金の減免**

生活保護法により保護を受けている受益者の方は、減免の制度がありますので、届け出のときにご相談ください。

磯分内地区下水道区域図





磯分内終末処理場

～～下水道についてのお問い合わせは～～

町役場 電話 485-2111

水道課下水道事業係(内線)263・264
水道課管 理 係(内線)261・262